



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

株式会社メモリード・ライフ

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害により被害を受けられた皆さまのご契約につきまして、下記の通りお取扱いいたしますので、お知らせします。

一日も早い復旧と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

記

1. 保険料の払込猶予期間の延長について

このたびの被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客様へは、お申し出いただくことで保険料のお払込みを猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金等の簡易迅速なお支払いについて

ご請求の際、お申し出いただくことで、必要な書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

□ 災害救助法の適用地域（内閣府発表）

法適用日	災害救助法適用地域
2018年6月18日	【大阪府】 大阪市 豊中市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 寝屋川市 箕面市 摂津市 四条畷市 交野市 三島郡島本町

<お問合せ>

株式会社メモリード・ライフ 顧客サービス部

電 話：03(3233)0211

お問合せ時間：平日9:00~17:00